Family Tax Express
令和４年１月５日
税理士法人ファミリィ
http://taxfamily.or.jp
No.210

令和４年度税制改正速報　～資産税関連の項目～　その４

令和４年度税制改正大綱における、主な資産税関連項目を速報します。今回は、「相続税に係る死亡届の情報等の通知」についての改正の概要です。

1. 現行制度

相続税法 58 条は、「市町村長その他戸籍に関する事務をつかさどる者は、死亡又は失踪に関する届書を受理したときは、当該届書に記載された事項を、当該届書を受理した日の属する月の翌月末までにその事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。」と規定しています。

この「58 条通知書」は右記のような様式となっています。

被相続人の相続人の状況や、所有していた不動産の情報、固定資産税や市町村民税の課税標準なども併せて通知することになっています。

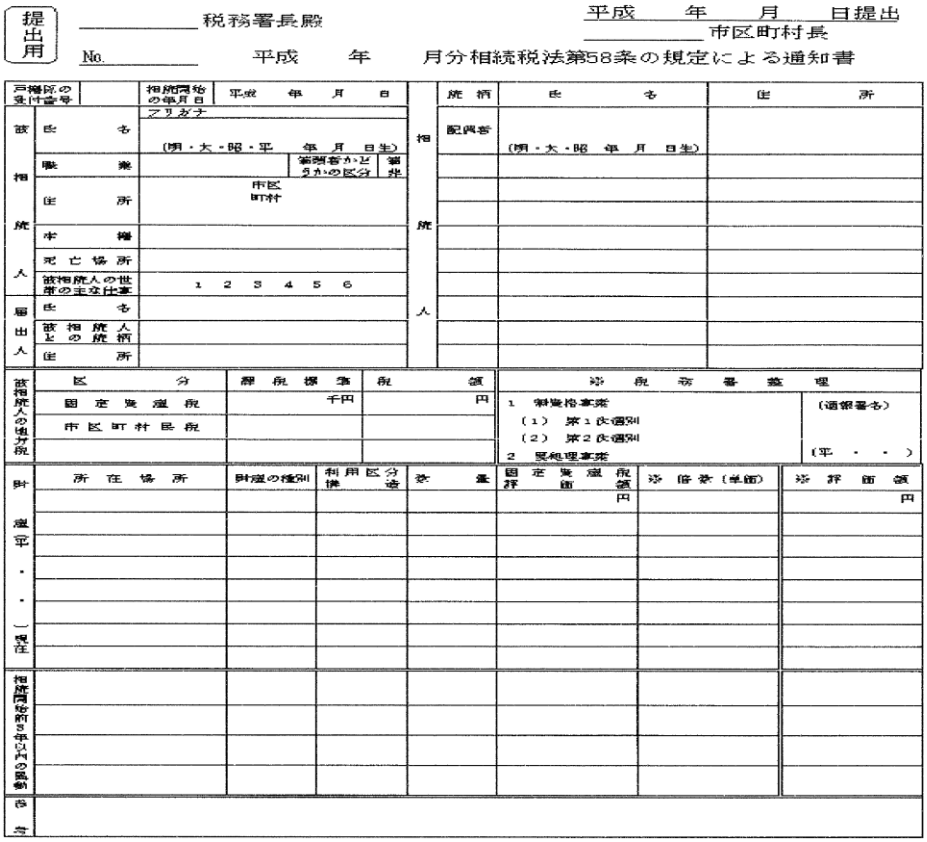
提出用　＿＿＿＿税務署長殿　　平成　年　月　日提出
＿＿＿＿市区町村長
No.　　平成　年　月分相続税法第58条の規定による通知書

戸籍係の受付番号		相続開始の年月日	平成　年　月　日	相続人	続柄	氏名	住所
被相続人	氏名	フリガナ (明・大・昭・平　年　月　日生)			配偶者	(明・大・昭　年　月　日生)	
	職業		第何表かどうかの区分 / 番外				
	住所	市区町村					
	本籍						
	死亡場所						
	被相続人の世帯の主な仕事	1　2　3　4　5　6					
届出人	氏名						
	被相続人との続柄						
	住所						

被相続人の相続税	区分	課税標準	税額	添付書類整理	
	固定資産税	千円	円	1　財産評価表 （1）　第１次個別 （2）　第２次個別 2　異動理由表	（通帳番号） （平　・　・　）
	市区町村民税				

財産	所在場所	財産の種別	利用区分 供 / 貸	数量	固定資産税評価額	路線価（単価）	評価額
平成・・（現在）					円		円
相続開始前3年以内の贈与財産							
備考							

届出書の様式

通知書の様式

2. 改正の概要

令和４年度の税制改正で、相続税に係る死亡届の情報等の通知について、次の見直しを行うこととしました。

① 法務大臣は、死亡等に関する届書に係る届書等情報等の提供を受けたときは、当該届書等情報等及び当該死亡等をした者の戸籍等の副本に記録されている情報を、当該提供を受けた日の属する月の翌月末日までに、国税庁長官に通知しなければならない。

② 市町村長は、当該市町村長等が当該市町村の住民基本台帳に記録されている者に係る死亡等に関する届書の受理等をしたときは、当該死亡等をした者が有していた土地又は家屋に係る固定資産課税台帳の登録事項等を、当該届書の受理等をした日の属する月の翌月末日までに、当該市町村の事務所の所在地の所轄税務署長に通知しなければならない。

（注）上記の改正は、戸籍法の一部を改正する法律の施行の日以後に適用する。

上記の改正は、平成 25 年の東日本大震災で被災を契機に、戸籍副本データ管理システムを導入し、法務省において戸籍の副本を管理することになりました。そこで、死亡情報等については、市町村長からだけでなく、法務省からも通知させることとしました。

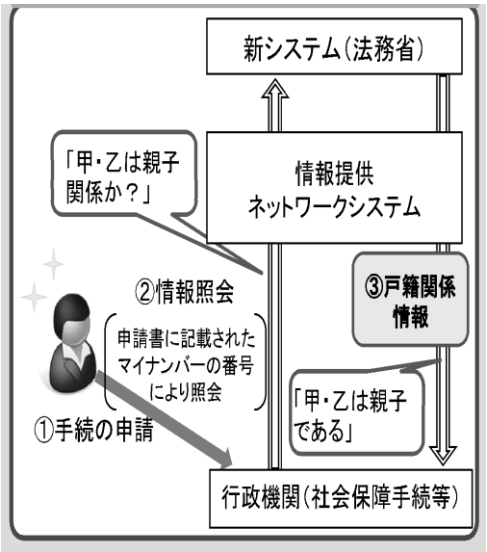

（文責：山本和義）